



1.東松税理士は真面目で誠実な人柄から、親身になって相談にのってくれと取引先からの信頼も厚い。2,3.「東松由興税理士事務所」は、地下鉄伏見駅のほか、丸の内駅や国際センター駅からも徒歩圏内にあり、アクセスも便利。4.相続や税務は、その道に通じたプロに任せると安心だ。

税理士 東松由興

慶応義塾大学法学部卒。05年に大脇紀秋税理士事務所に入所し、08年に税理士登録とともに事務所を承継、現事務所名に改めた。

来年1月改正の相続税対策は
信頼と実績のある税務のプロへ
税制改正で、来年から相続税の課税対象者が広がることに。
そんな増税時代に頼りになる税務のプロを紹介する。

来年1月1日より、相続税が改正されることをご存じだろうか。現行法では「5000万円＋1000万円×法定相続人の数」となっている相続税が課税されない財産金額（基礎控除額）が「3000万円＋600万円×法定相続人の数」に引き下げられる。この改正が意味するのは増税。「これまで相続税が課税されないと考えられていた人も、課税の対象となる可能性があるのでは注意が必要です」と税理士の東松由興さんは呼びかける。東松さんが代表を務める「東松由興税理士事務所」は、法人を中心に100件以上の顧客を抱える税理士事務所。相続税に関する申告や相談を専門的に扱う「相続税申告税理士サービス名古屋」も運営するなど、その知識も実績も豊富だ。「相続はデリケートな問題なので、プロの助けを借りることをおすすめします」と東松さん。初回相談は60分まで無料なので、安心して足を運ぶことができる。

東松由興税理士事務所

とうまつよしおきせいりじむしょ

DATA

☎052・265・5057 ☎名古屋市中区錦1-7-32 名古屋ビル7F ☎月～金/9:00～17:30 ☎土、日、祝 ☎なし ☎地下鉄東山線・鶴舞線 伏見駅10番出口より徒歩7分 ☎できれば予約を ☎www.tytax.jp



知っておきたいための知識

医療機関の税務にリーズナブルに対応

相続税対策や法人企業の税務などに実績のある「東松由興税理士事務所」。医療機関の税務業務にも力を入れている。特に開業医などは、帳簿をつけたり、申告関係の書類をまとめたりといった経理業務は得意とするところではない。そういった業務をフォローすることで、本業である医療に専念してもらうことが可能になる。業務の請負金額も「全国平均と比べてリーズナブルにできます。ぜひご相談ください」と東松さん。医療機関にとって心強い味方だ。